

愛媛県公共施設等総合管理計画
— 県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針 —

平成 29 年 3 月

(平成 30 年 10 月一部改正)

(令和 4 年 3 月一部改訂)

(令和 8 年 3 月改訂)

愛 媛 県

目 次

はじめに	1
1 計画の目的等	
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の対象	2
(4) 計画の実施期間	2
2 県有施設等の現況及び見通し	
(1) 県有施設等の保有量及び老朽化の状況	3
① 一般建築物	
② インフラ施設	
③ 公営企業施設	
(2) 本県の将来人口の見通し	3
(3) 本県の財政状況と見通し	3
(4) 本県の県産材活用の状況について	4
(5) 本県の脱炭素化の状況について	4
(6) 本県のユニバーサルデザインの推進状況について	4
(7) 本県の働き方改革の状況について	5
3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	6
① 取組体制の構築	
② 情報管理・共有方策	
③ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制	
(2) 現状や課題に関する基本認識	6
① 耐震化の推進	
② 老朽化の進行	
③ 厳しい財政状況	
④ 社会情勢の変化	
(3) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方	7
① 耐震化等の実施方針	
② 長寿命化の実施方針	
③ 保有総量の適正化の実施方針	
④ 点検・診断等の実施方針	
⑤ 安全確保の実施方針	
⑥ 県産材活用の実施方針	
⑦ 脱炭素化の推進方針	
⑧ ユニバーサルデザインの推進方針	
⑨ 働き方改革の推進方針	

(4) フォローアップの実施方針	9
------------------	---

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 一般建築物	11
・ 県庁舎	
・ 警察施設	
・ 学校施設	
・ 県営住宅	
・ 集客施設（利用者数が年間 10 万人程度以上）	
(2) インフラ施設	
① 公共土木施設	12
・ 道路施設	
・ 河川管理施設	
・ 砂防関係施設	
・ 港湾施設	
・ 海岸施設	
・ 都市公園	
・ 交通安全施設	
② 農林水産関係施設	14
【県が所有・管理する施設】	
・ 土地改良施設（農業用ダム）	
・ 農地海岸施設・漁港海岸施設（県管理分）	
・ 農地地すべり防止施設	
・ 治山関係施設	
・ 漁港施設	
【県以外の者が所有・管理する施設】	
・ 土地改良施設（県営造成の農業用排水路・排水機場・農道・ため池等）	
・ 集落排水施設（農業集落排水・漁業集落排水）	
・ 林道施設	
・ 漁港海岸施設（市町管理分）	
・ 漁港施設（市町管理分）	
・ 土地改良施設（市町等造成分）	
(3) 公営企業施設	15
① 電気事業施設	
② 工業用水道事業施設	
③ 病院事業施設	

資料編

○一般建築物（保有量及び年次別建築数の状況）	18
○インフラ施設（保有量及び建設後 50 年以上を経過する施設の状況）	19
○公営企業施設（保有量及び建設後 50 年以上を経過する施設の状況）	20
○有形固定資産減価償却率の推移	20

○本県の将来人口の見通し	21
○耐震化進捗状況（庁舎・警察署）	22
○個別施設計画の策定状況	23
○維持管理・更新経費の見込（試算値）	24
○遊休県有地の処分	25
○既存庁舎の集約化・複合化	26
○県有財産管理推進本部会議の開催状況	27
○愛媛県県有財産管理推進本部規程	28

はじめに

本県は、高度経済成長期以降、様々な行政需要に対応するため、県庁舎や警察庁舎、学校、県営住宅、病院などの建築物、道路やダムをはじめとするインフラ施設など、多くの公共施設（以下「県有施設等」という。）を整備してきた。

今日では、これらの多くが老朽化し、近い将来、一斉更新や大規模改修の時期を迎えるとともに、大規模災害に備え、施設の耐震化など防災面での対策も急がれることから、厳しい財政状況の下、県有施設等の維持管理・更新等に係る多額の費用をいかに確保し、適正に実施していくかが喫緊の課題となっている。

国では、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国と地方公共団体が一丸となって戦略的に公共施設の維持管理・更新等を推進する姿勢を打ち出すとともに、平成 26 年 4 月、地方公共団体の厳しい財政状況と人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を背景に、各地方公共団体に対し、上記計画を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の策定を要請したところである。

本県は、こうした国の動きと歩調を合わせ、平成 25 年 11 月に策定した「県有財産管理の基本方針」を継承・深化させるとともに、これまでの取組との整合性を図りながら、インフラ施設を含め、全ての県有施設等について、全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進するための基本方針として、「愛媛県公共施設等総合管理計画」を策定した。

本計画の改訂にあたっては、策定から 10 年が経過し、計画の進捗や施設の保有状況等が変化していることに加え、令和 7 年度末に計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組を一層充実・深化させ、公共施設等の維持・更新等の推進を図ることとする。

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な枠組みを定め、全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、県有施設等の総合的かつ計画的な管理について、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制などに係る基本的な方針を定めるものであり、各施設の管理者は、本計画を指針とし、所管施設の特性等に応じ、具体的な取組について検討することとする。

なお、本計画は、公共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置付けるとともに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号）」における「公共施設等総合管理計画」として位置付けるものである。

(3) 計画の対象

本計画は、次の県有施設等を対象とする。

- ① 一般建築物：県庁舎、警察施設、学校施設、県営住宅 等
- ② インフラ施設：公共土木施設、農林水産関係施設（※1）
- ③ 公営企業施設：電気事業施設、工業用水道事業施設、病院事業施設

※1 県以外の者が所有・管理しているが、維持管理・更新等のため県財政負担が必要となる農林水産関係施設（土地改良施設等）を含む。

(4) 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。

2 県有施設等の現況及び見通し

(1) 県有施設等の保有量及び老朽化の状況

① 一般建築物（資料編 18 頁、20 頁）

一般建築物（県庁舎、警察施設、学校施設、県営住宅 等）は、令和 6 年度末現在で、約 2,700 棟、延床面積は約 164 万㎡である。

このうち、昭和 45 年（1970 年）から平成 11 年（1999 年）までの 30 年間に整備された建物等が約 67%を占め、特に、昭和 55 年（1980 年）から昭和 59 年（1984 年）までの 1980 年代前半に建築された建物等が最も多くなっている。

また、一般的に大規模な改修が必要とされる建築後 30 年を経過した建物等の割合が約 70%に上るなど、老朽化が進行し、仮に現在の棟数を維持した場合、10 年後には約 88%、20 年後には約 94%が建築後 30 年を経過することになる。

② インフラ施設（資料編 19 頁、20 頁）

インフラ施設（橋梁、トンネル等の道路施設、ダム、水門等の河川管理施設 等）の状況は、令和 6 年度末現在で、資料編 19 頁のとおりである。

昭和 30 年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたインフラ施設が多いため、20 年後には橋梁の約 78%が建設後 50 年を経過する等、今後、老朽化の目安となる建設後 50 年を経過する施設が急速に増加すると予測される。

③ 公営企業施設（資料編 20 頁）

公営企業施設（電気事業施設、工業用水道事業施設、病院事業施設）の状況は、令和 6 年度末現在で、資料編 20 頁のとおりである。

特に、工業用水道事業施設では、ダムや取水設備、浄水設備、導水管の主要施設が、20 年後には全て建設後 50 年を経過することとなる。

(2) 本県の将来人口の見通し（資料編 21 頁）

令和 8 年（2026 年）1 月に公表した本県の将来推計人口によると、本県人口は、令和 22 年（2040 年）には約 99 万 3 千人に減少し、年齢別の人口構成については、65 歳以上が 42.3%、15 歳～64 歳以上が 50.2%、0 歳～14 歳以上が 7.5%になると推計しており、人口減少、少子高齢化がさらに進行する見通しとなっている。

(3) 本県の財政状況と見通し

① 県財政の現状と課題

これまでの取組により、一定程度の財政健全化は実現できたが、将来的には少子化・人口減少に起因する県税収入の減少が懸念されるとともに、発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災対策や、高齢化の進行等による社会保障関係経費の増加、急速に進展する社会のデジタル化への対応、老朽化が進む公共施設等の維持・更新コストの増大、不透明な国際情勢の影響による物価高騰

など、待ったなしの課題が山積しており、新たな財政需要の発生も予測される。

② 中期財政の見通し

本県の財政の中期の見通しについて、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」や総務省「地方財政計画」を基に試算（令和7年10月）を行ったところ、令和8年度から10年度までの3年間で419億円の財源不足額が見込まれる。

県税収入や地方交付税等の動向が不透明な中、防災・減災対策や人口減少対策、地域経済活性化を推進していくため、引き続き、歳入歳出の両面から取組を進める必要がある。

③ 目指す方向性

現下の複雑化・多様化が進む社会的課題に的確に対応するとともに、本県の社会・経済基盤を揺るがしかねない少子化・人口減少問題など、待ったなしの課題に対し、先送りすることなく、本県の未来に責任ある姿勢で挑戦し続けるためには、効果的な政策を積極的に展開していく必要があり、それを下支えする安定した財政運営は欠かせないことから、「有効性」「柔軟性」「継続性」の視点を持った財政運営を目指す。

（４）本県の県産材活用の状況について

木材は、柔らかで温もりがあるとともに、室内の温湿度を一定に保つ機能などの特性があり、人に優しい建築資材である。

このため、公共施設等の整備に際してもこれまでの経済性や合理性の追求から、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、県事業や補助事業等における県産材の利用を促進し、公共施設等の木造化・木質化を推進している。

（５）本県の脱炭素化の状況について

本県においては、2050年カーボンニュートラル（2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指す）への動きが一層加速化する中、県自らも、一事業者として率先して、より強力な対策を講じていく必要があることから、これまで実施してきた省エネの推進に加え、ハード面での対策を大幅に強化するとともに、再生可能エネルギーの活用を拡大することで、エネルギーの創出と消費の両面から温室効果ガス排出量の削減に向けてアプローチし、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比50%削減を目指す「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定している。

（６）本県のユニバーサルデザインの推進状況について

本県においては、平成8年（1996年）に制定した「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、人にやさしいまちづくりに関する意識啓発と諸施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる施設の整備促進に努めているところである。

(7) 本県の働き方改革の状況について

少子化等の影響を受け、人材確保が困難になりつつある中、複雑化・多様化する社会的課題に的確に対応し、質の高い県民サービスを提供していくためには、県庁を県民への貢献や自身の成長を実感できる「働き甲斐」と男女の区別なく仕事と育児などの家庭生活を両立できる「働きやすさ」を兼ね備えた組織へと進化させ、個々の職員の能力と組織力を最大限発揮させていくことが必要である。

3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討することとする。

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 取組体制の構築（資料編 27 頁、28 頁）

本計画を推進するための全庁的な体制として、「愛媛県県有財産管理推進本部（以下「推進本部」という。）」を活用する。

推進本部は、本計画に係る全庁的な調整や進行管理のほか、取組状況の評価等を踏まえた計画の見直しを行う。

② 情報管理・共有方策

一般建築物については推進本部、インフラ施設については各所管部局、公営企業施設については公営企業管理局が、各部局所管の県有施設等に係る情報を総括的に把握し、一元的に管理する。

また、各部局においては、推進本部と連携しながら、所管する県有施設等の維持管理等について必要な情報の収集・把握に努める。

③ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制

本計画の円滑な推進のためには、担当職員が計画の趣旨を理解し、コスト意識を持って県有施設等の適正管理に取り組む必要があることから、担当職員を対象とした研修等を実施するなど、必要な取組を推進する。

また、施設の維持管理や改修・更新を取り巻く課題について、国や市町、民間事業者など多方面との連携を深めながら、必要な情報の把握や共有に努め、取組の実効性を高める。

(2) 現状や課題に関する基本認識

① 耐震化の推進

災害発生時の活動拠点となる県庁舎や警察署については、耐震化率がともに全国平均を下回り、これら防災拠点施設を中心とした耐震化の推進が課題となっている。

② 老朽化の進行

老朽化の進行に伴い、今後、多くの県有施設等において大規模改修等が必要となる時期を迎えるとともに、大規模災害に備えた防災面での対策も求められるなど、機能維持や安全性確保に向け、一層の効率的、効果的な維持管理が課題となってくる。

③ 厳しい財政状況

厳しい財政状況の下、県有施設等の維持管理に要する経費の捻出がますます困難となることが懸念され、既存施設の有効活用や適切な維持管理により、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

④ 社会情勢の変化

人口減少と少子高齢化の進展、先行き不透明な経済状況、相次ぐ自然災害による防災意識や環境意識の高まりなど、行政サービスを取り巻く環境は大きく変化している。

県有施設等についても、こうした利用需要の変化等に対応し、市町と連携しながら、集約化・複合化、遊休財産の処分等、各地域の特性に合わせた適切な在り方を検討する必要がある。

(3) 県有施設等の管理に関する基本的な考え方

(2) の基本認識を踏まえ、耐震化への対応を最優先とした上で、施設の長寿命化、保有総量の適正化を柱に、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図りながら、財源確保と部局横断的な取組を推進する。

また、「愛媛県PPP/PFI手法導入に係る優先的検討規程（H29.3）」の対象となる施設については、民間の資本、経営能力及び技術力を活用したサービスの向上、経費の縮減等を図る取組について検討する。

① 耐震化等の実施方針（資料編 22 頁）

県有施設等について、役割や保有の必要性等を検証した上で、災害発生時にその機能が十分に発揮され、地震・津波の被害から県民の生命を守るとともに、被害の拡大を最小限に抑え、救援活動・復旧活動等が円滑に行われるよう、「えひめ震災対策アクションプラン（H27.3 策定）」に定めのある施設をはじめとする、各県有施設等の耐震化等を、引き続き、計画的かつ着実に推進する。

② 長寿命化の実施方針（資料編 23 頁、24 頁）

多くの県有施設等で老朽化が進行する中、これらを適切に維持管理するためには、中長期的な視点での財政負担の軽減・平準化を視野に、計画的な実施を検討する必要がある。

ある民間企業の調査では、建物を 100 年間にわたって適切に維持管理した場合、一般的に建築物の寿命とされる 30 年ごとの更新を繰り返す場合と比べ、総額で、同等の建築物約 2.6 棟分の新築費用に相当する経費を節減できるとの試算もなされている（※2）。

また、施設の更新は、建物の取壊し時に産業廃棄物の発生を伴う場合があることから、環境負荷軽減の観点からも施設の長寿命化は有効と考えられる。

これらを踏まえ、県有施設等においては、原則、施設の更新を最少限とし、適切

な点検・診断と計画的な維持管理により長寿命化（メンテナンスサイクルの構築）を推進する。

※2 総解説ファシリティマネジメント・追補版（日本経済新聞出版社）

③ 保有総量の適正化の実施方針（資料編 25 頁、26 頁）

県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は売却処分等を推進する。

また、新たな行政需要に対応するため、県有施設等の整備が必要となった場合は、まずは既存施設（国及び市町、民間が所有する施設等を含む。）の有効活用を検討する。

なお、検討の結果、新築が適当と認める場合においても、必要な機能や面積などの精査を行うなど、適切な施設整備を実施する。

④ 点検・診断の実施方針

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に定める定期点検をはじめ、各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性に影響を与える劣化・損傷の程度や原因等の把握に努めるとともに、適切な評価（診断）を実施する。

また、点検・診断結果の情報を蓄積し、次回以降の点検・診断及び長寿命化対策に活用する。

⑤ 安全確保の実施方針

④に定める点検・診断により高い危険度が認められた県有施設等については、速やかに立入禁止や利用休止などの必要な安全措置を講じるとともに、必要な改修を実施する。

なお、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない県有施設等については、速やかに除却や売却等の検討を行い、可能なものからこれを実施する。

⑥ 県産材活用の実施方針

県有施設の大規模改修時等において、木材の活用に加え、窯業や土石製品などの県産材を活用することで、地域産業の振興や県民に親しまれる施設づくりを進める。

⑦ 脱炭素化の推進方針

本県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減は、地方公共団体として我が国の地球温暖化対策に寄与するだけでなく、事業者の立場で地域において率先して果たすべき役割を担うものであり、愛媛県地球温暖化対策実行計画で目標と必要な対策を掲げ、県自らが模範的かつ先導的に地球温暖化対策を進める。

具体的には、県の事務作業に伴う温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減することとし、その達成に向け、高効率空調機への更新など省エネ

ルギー化を図るとともに、太陽光発電設備の導入等に取り組む。

⑧ ユニバーサルデザインの推進方針

障がい者や高齢者、妊婦、こどもなど、誰もが利用しやすく、安全で快適に過ごすことができる県有施設等となるよう、ユニバーサルデザイン化の観点から施設品質の確保を進める。

⑨ 働き方改革の推進方針

県有施設等の整備を通じて、生産性が高く、職員が自分らしくやりがいを持って働ける、新たな働き方を推進する。特に、働く場所を選ばないフリーアドレスやA/BW (Activity Based Working) 等を促進できるよう施設整備を推進する。

(4) フォローアップの実施方針

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下で確認を行い、概ね5年を目途に実施方針等の取組状況について評価を実施する。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、随時、PDCAサイクルにより検証を行うとともに、必要に応じ、本計画の見直しを実施する。

【PDCAサイクル】



【計画策定後の取組状況と評価】

① 耐震化

(主な取組状況)

- ・ 防災拠点施設の耐震化：県庁舎 87.5%、警察署 93.8% (R8.3 末)

(取組状況に対する評価)

⇒ 防災拠点施設の耐震化が着実に進捗。

② 長寿命化

(主な取組状況)

- ・ 個別施設計画（長寿命化計画）の策定数：91 (R8.3 末)

(取組状況に対する評価)

⇒ 防災拠点施設の計画を策定済み。

③ 保有総量の適正化

(主な取組状況)

- ・ 遊休県有地の処分件数：24 件（R3～R7 年度）
- ・ 県有施設の統合：東予家畜保健衛生所（R7 年度）
- ・ 県有施設の統合及び移転：南予家畜保健衛生所（R7 年度）

(取組状況に対する評価)

- ⇒ 遊休県有地の処分が進捗。
- ⇒ 施設の更新に当たって集約化を実現。

④ 点検・診断及び安全確保

(主な取組状況)

- ・ 外壁の補修（R5～R6 年度）

(取組状況に対する評価)

- ⇒ 県有施設の補修が必要とされた箇所を補修済み。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

全ての県有施設等について、「3」に定める基本的な方針に基づき、全庁的な共通認識の下、管理に取り組む。

各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画（長寿命化計画等）」を策定し、財政状況等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。

以下に、主な施設類型ごとの基本的な考え方を示す。

(1) 一般建築物

県庁舎、警察署については、防災拠点施設として、災害発生時に総合調整機能を発揮し、応急対策を実施する活動拠点となるため、耐震化を着実に推進する。

多くの県民が利用する学校施設（平成 29 年度末耐震化完了）や県営住宅、集客施設（利用者数が年間 10 万人程度以上）等については、耐震化完了後、適切な点検・診断と計画的な維持管理により長寿命化を推進する。

これら一般建築物の改修・更新の検討に当たっては、財政状況を踏まえ、施設重要度や施設性能、利用状況、管理効率等を総合的に勘案する。

【県庁舎（防災拠点施設）】

- 耐震化が完了していない施設について、着実に耐震化を推進する。
- 点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【警察施設（防災拠点施設）】

- 耐震化が完了していない施設について、着実に耐震化を推進する。
- 「警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【学校施設（県立学校）】

- 生徒たちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす施設であることから、施設の状況を把握し、安全確保に努める。
- 今後の児童生徒数の動向や地域における県立学校の役割を勘案しながら、施設の集約化・複合化についても検討を行う。
- 「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【県営住宅】

- 多くの県民が利用する住宅施設であることから、施設の状況を把握し、安全確保に努める。

- 「公営住宅等長寿命化計画策定指針（国土交通省）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【集客施設（利用者数が年間10万人程度以上）】

- 多くの県民が利用する施設であることから、施設の状態を把握し、安全確保に努める。
- 点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

（2）インフラ施設

① 公共土木施設

公共土木施設は、生活に密着するとともに、福祉の向上や地域経済の発展、さらには、大規模災害時の救命・救援活動や復旧・復興など、県民の暮らしの安全・安心、地域の活性化を支える重要な役割を担っており、その施設機能の維持が必要である。

このため、専門技術者による定期的な点検により状態を把握した上で、診断に基づき長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく適切かつ必要な措置を実施するとともに、その履歴を記録し、次期点検・診断等に活用する（メンテナンスサイクルの構築・継続・発展）。

また、老朽化対策を進める上では、専門知識を有する技術者の確保・育成が必要であるため、最新の知見に基づく国や各種団体の研修会等に参加し、技術力向上を図る。

【道路施設】

- 橋梁、トンネル、大型の構造物については、法令及び各基準（※3）に基づき、5年に1回の近接目視を基本とした定期点検や健全性の診断を実施し、点検・診断結果に基づき計画的に修繕・更新等に取り組む。
- その他の施設（舗装、擁壁、法面施設、道路附属物等）については、各基準（※4）に基づき点検・診断を実施し、適切な修繕・更新等に取り組む。
- 愛媛県道路メンテナンス会議（平成26年6月設置）や点検等に関する研修・講習を充実し、各道路管理者におけるメンテナンスサイクルの実施を持続する仕組みを構築するとともに、継続的に発展させていく。

※3 各基準は次のとおり

愛媛県橋梁定期点検マニュアル

愛媛県トンネル定期点検マニュアル

愛媛県横断歩道橋定期点検マニュアル

愛媛県門型標識等定期点検マニュアル

愛媛県シェッド・大型カルバート等定期点検マニュアル

※4 各基準は次のとおり

愛媛県道路附属物定期点検マニュアル（案）
定期点検（路面性状調査）運用マニュアル（案）
総点検実施要領（案）（国土交通省）
舗装点検要領（国土交通省）

【河川管理施設】

- ダムについては、各基準（※5）に基づく点検（日常点検や年点検等）やダム管理者以外の専門家等による定期検査（約3年に1回）、ダム総合点検（約30年に1回）などの実施により、施設の健全度を確認・評価し、適切な維持管理に努めるとともに、予防保全の考え方にに基づき、改修・更新等を検討する。
- 堤防・水門・樋門等については、法令及び各基準（※5）に基づき点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

※5 各基準は次のとおり

各ダム操作規則・操作細則・点検整備基準・観測基準
ダム定期検査の手引き [河川管理施設のダム版]
ダム総合点検実施要領・同解説
ダム用ゲート設備等点検・整備・更新マニュアル（案）
電気通信施設点検基準（案）
愛媛県河川用機械設備点検マニュアル
愛媛県河川堤防等点検マニュアル

【砂防関係施設】

- 各基準（※6）に基づき、目視点検あるいはUAV（無人航空機）による点検を基本として、
要対策、経過観察施設：5年に1回
対策不要施設：10年に1回
の頻度で定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

※6 各基準は次のとおり

愛媛県砂防設備点検マニュアル
愛媛県地すべり防止施設点検マニュアル
愛媛県急傾斜崩壊防止施設点検マニュアル

【港湾施設】

- 「点検診断ガイドライン（国土交通省）」に基づき、3年から5年に1回の一般定期点検、その他点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【海岸施設】

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省・国土交通省）」に基づき、

5年に1回の定期点検、その他点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【都市公園】

- 各基準（※7）に基づき、5年に1回（獣舎は3年に1回、遊具は年1回）の定期点検、その他点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

※7 各基準は次のとおり

愛媛県公園施設点検マニュアル（案）

都市公園における遊具の安全確保に関する要領（愛媛県）

愛媛県動物園施設（獣舎）定期点検マニュアル

【交通安全施設】

- 「信号柱点検ガイドライン（警察庁）」等に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

② 農林水産関係施設

農林水産関係施設は、農林水産業の持続的な発展の基礎をなす施設であるとともに、地下水のかん養や農村環境の保全等、森林や農地、農業用水路などが持つ多面的な機能の発揮のほか、高潮や地すべり、山地崩壊等の災害に対する防災・減災対策等を担うなど、地域振興・産業振興上、重要な施設であることから、市町と連携の上、その施設機能を適正に維持保全することが必要である。

また、インフラ機能を維持保全するためには、一定の技術を有する人材を確保し、施設の管理体制を構築する必要があることから、地域において協働で保全する活動を推進するとともに、技術講習会の実施や研修制度の充実を図る。

②-1 県が所有・管理する施設

【土地改良施設（農業用ダム）】

- ダムごとの水利使用規則に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【農地海岸施設・漁港海岸施設（県管理分）】

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省・国土交通省）」に基づき、5年に1回の点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【農地地すべり防止施設】

- 「地すべり防止施設の機能保全の手引き（農林水産省）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【治山関係施設】

- 「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」及び「治山施設個別施設計画策定マニュアル」（ともに林野庁）に基づき、5～10年に1回の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

【漁港施設】

- 「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（水産庁）」に基づき、概ね5年から10年に1回の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

②-2 県以外の者が所有・管理する施設

②-2-1 県において修繕、更新を行うことができる施設（所管施設）

【土地改良施設（県営造成の農業用排水路・排水機場・農道・ため池等）】

- 「インフラ長寿命化計画・行動計画（農林水産省）」に基づき、点検・診断を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

②-2-2 県において指導・助言等を行う施設

【集落排水施設（農業集落排水・漁業集落排水）】

【林道施設】

【漁港海岸施設（市町管理分）】

【漁港施設（市町管理分）】

【土地改良施設（市町等造成分）】

- 県は、市町等が管理する施設の点検・診断による維持管理や改修・更新等について、指導・助言等を行う。

（3）公営企業施設

① 電気事業施設

- 「愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程」等に基づき、定期点検を実施し、予防保全的管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

② 工業用水道事業施設

- 「愛媛県公営企業工業用水道維持管理基準」等に基づく定期点検を実施し、機能性や耐久性等について十分検討を行った上で、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

③ 病院事業施設

- 将来にわたり医療の拠点施設としての機能を確保するため、「県立病院におけ

る長寿命化計画」に基づき、点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、改修・更新等を検討する。

—資料編—

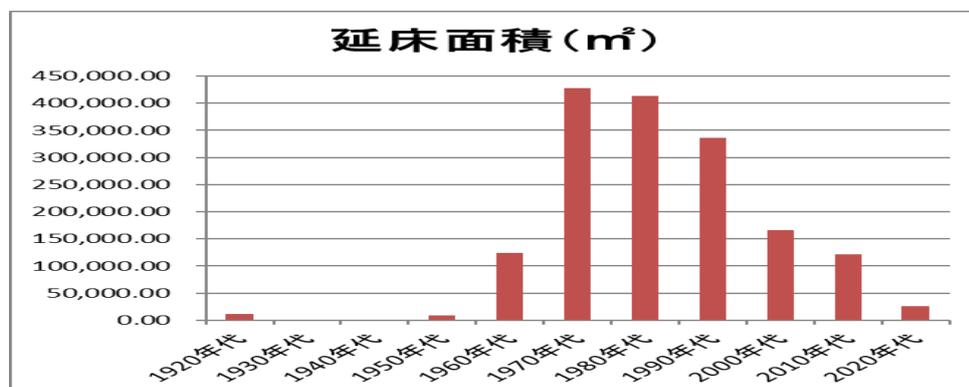
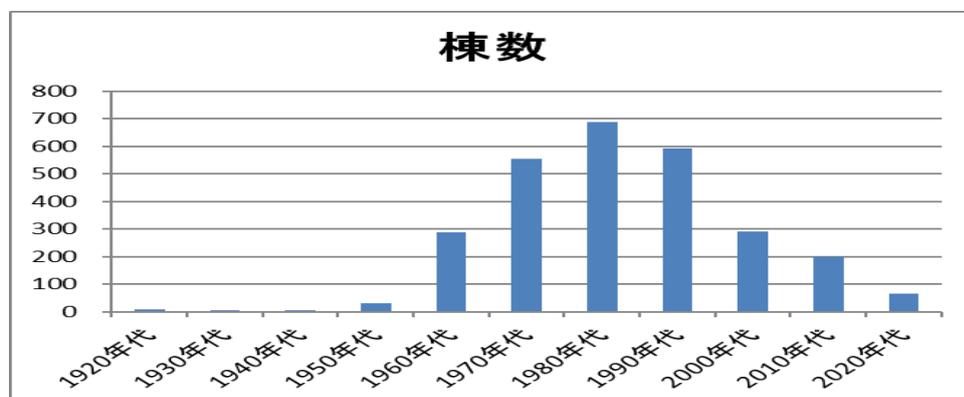
○一般建築物（保有量及び年次別建築数の状況）

類型	主な施設	棟数		延床面積(m ²)	
		棟数	割合	延床面積	割合
学校施設	各県立高校、中等教育学校、各特別支援学校	1,073	39.3%	655,758.45	40.0%
県営住宅		318	11.6%	319,080.09	19.5%
産業施設	テクノプラザ愛媛、各研究所	386	14.1%	166,068.46	10.1%
県庁舎	本庁舎、各地方庁舎	42	1.5%	99,093.41	6.1%
警察施設	警察本部、各警察署	372	13.6%	107,590.98	6.6%
社会教育施設	生涯学習センター、歴史文化博物館	14	0.5%	96,124.07	5.9%
文化施設	愛媛県県民文化会館、美術館	10	0.4%	66,742.88	4.1%
職員住宅		307	11.2%	57,802.71	3.5%
保健・福祉施設	えひめこどもの城、各児童相談所	94	3.4%	56,361.40	3.4%
公園(都市公園を除く)	えひめ森林公園	52	1.9%	2,179.57	0.1%
その他	県本町ビル、県研修所	65	2.4%	11,008.47	0.7%
計		2,733	100.0%	1,637,810.49	100.0%

※ 所有施設のみ。また、供用廃止済施設は除く。

30年以上経過する施設の割合

時期	棟数		延床面積(m ²)	
	棟数	割合	延床面積	割合
現在	1,922	70.3%	1,177,834.50	71.9%
10年後	2,417	88.4%	1,445,787.03	88.3%
20年後	2,558	93.6%	1,550,738.16	94.7%



○インフラ施設（保有量及び建設後50年以上を経過する施設の状況）

類型	種別	単位	保有量	建設後50年以上を経過する施設の割合		
			R7.3末	R7.3末	10年後	20年後
道路施設	橋梁	橋	2,708	41.6%	61.4%	78.0%
	トンネル	箇所	175	21.1%	45.1%	65.1%
	舗装擁壁、法面施設、 道路付属施設等	km	3,537			
河川管理施設	ダム	ダム	6	50.0%	83.3%	100.0%
	水門・樋門等	箇所	688	21.1%	51.3%	80.3%
砂防関係施設	砂防堰堤(砂防堰堤、床固工)	基	1,984	44.0%	61.2%	75.7%
	地すべり防止施設	箇所	150	24.7%	40.7%	50.0%
	急傾斜地崩壊防止施設	箇所	976	2.3%	24.1%	52.8%
港湾施設	係留施設(岸壁等)	施設	463	40.2%	63.5%	81.0%
	外郭施設(防波堤等)	施設	449	47.9%	65.5%	79.5%
	旅客施設(可動橋)	施設	7	28.6%	57.1%	100.0%
	臨港交通施設(橋梁等)	施設	227	49.8%	68.3%	82.4%
海岸施設	水門・樋門等	基	1,162	34.3%	60.0%	76.1%
	堤防・護岸・胸壁	km	279	92.4%	94.4%	96.5%
都市公園	公園施設	施設	181	0.5%	37.0%	80.0%
交通安全施設	信号機	箇所	1,969			
土地改良施設	農道橋(橋長15m以上)	橋	24	0.0%	8.3%	54.2%
	農道トンネル	箇所	4	25.0%	50.0%	50.0%
	農業用ダム	ダム	5	20.0%	100.0%	100.0%
	揚排水機場・頭首工・樋門	箇所	61	21.3%	41.0%	80.3%
	用排水路	km	772	26.3%	55.1%	90.0%
	ため池	箇所	355	52.4%	59.4%	78.3%
農地海岸施設	護岸・堤防・胸壁	km	164	49.4%	71.3%	92.7%
	水門・樋門	基	12	41.7%	41.7%	50.0%
漁港海岸施設	護岸	km	1.7	0.0%	48.2%	98.8%
	堤防	km	0.37	34.0%	92.8%	100.0%
農地地すべり関係施設	地すべり防止施設	箇所	177	57.1%	75.1%	93.8%
治山関係施設	谷止工	箇所	5,593	23.6%	51.8%	72.0%
	地すべり防止施設	箇所	40	10.0%	37.5%	55.0%
漁港施設	漁港	漁港	2	18.3%	33.1%	67.4%

○公営企業施設（保有量及び建設後50年以上を経過する施設の状況）

類型	種別	単位	建設後50年以上を経過する施設の割合			
			保有量 R7.3末	R7.3末	10年後	20年後
電気事業施設	ダム(共同)一部管理	箇所	6	83.3%	83.3%	83.3%
	取水設備(共同)	箇所	6	83.3%	83.3%	83.3%
	水路(共同)	km	22,914	95.4%	95.4%	95.4%
	発電所	箇所	9	66.7%	66.7%	66.7%
工業用水道事業施設	ダム(共同)	箇所	2	50.0%	100.0%	100.0%
	取水設備(単・共(管理))	箇所	2	50.0%	100.0%	100.0%
	浄水場	箇所	2	50.0%	100.0%	100.0%
	導水管(単・共(管理))	km	2,005	11.4%	100.0%	100.0%
	配水管	km	51,172	29.8%	52.6%	52.6%
病院事業施設	県立病院	棟	21	0.0%	19.0%	52.0%

○有形固定資産減価償却率の推移

(1) 一般建築物・(2) インフラ施設

	R4.3.31			R5.3.31			R6.3.31		
	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 (償却資産)額 (千円)	有形固定 資産減価 償却率	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 (償却資産)額 (千円)	有形固定 資産減価 償却率	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 (償却資産)額 (千円)	有形固 定資産 減価償 却率
庁舎	13,999,769	22,208,471	63.0%	14,438,740	22,875,160	63.1%	14,893,120	22,875,160	65.1%
保健所	779,184	1,415,292	55.1%	807,162	1,415,292	57.0%	835,140	1,415,292	59.0%
試験研究機関	11,164,135	16,652,550	67.0%	11,292,921	21,244,674	53.2%	11,722,530	20,818,029	56.3%
警察施設	10,814,607	19,463,403	55.6%	11,238,846	23,455,229	47.9%	11,791,423	23,484,355	50.2%
学校施設	48,297,383	78,131,585	61.8%	49,943,984	78,131,585	63.9%	51,577,527	78,178,320	66.0%
公営住宅	21,389,588	33,141,615	64.5%	21,986,751	33,141,615	66.3%	22,572,188	33,141,615	68.1%
図書館	729,071	774,208	94.2%	744,555	774,208	96.2%	760,039	774,208	98.2%
博物館	17,014,107	31,688,559	53.7%	17,658,520	31,688,559	55.7%	18,302,934	31,688,559	57.8%
体育館・プール	7,600,317	14,986,346	50.7%	7,905,523	14,986,346	52.8%	8,210,728	14,986,346	54.8%
陸上競技場・球戯場	592,362	887,554	66.7%	672,117	887,554	75.7%	751,872	887,554	84.7%
県民会館	21,066,172	33,193,470	63.5%	21,732,792	33,193,470	65.5%	22,399,412	33,193,470	67.5%
道路	676,668,152	1,136,218,247	59.6%	682,894,050	1,111,110,645	61.5%	704,686,393	1,117,606,289	63.1%
橋りょう・トンネル	139,586,529	256,394,081	54.4%	143,344,437	256,394,082	55.9%	147,080,858	256,394,082	57.4%
港湾・漁港	236,135,362	370,481,912	63.7%	241,471,172	370,481,912	65.2%	246,706,917	370,917,852	66.5%
計	1,205,836,738	2,015,637,293	59.8%	1,226,131,570	1,999,780,331	61.3%	1,262,291,081	2,006,361,131	62.9%

(3) 公営企業施設

	R4.3.31			R5.3.31			R6.3.31		
	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 (償却資産)額 (千円)	有形固定 資産減価 償却率	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 (償却資産)額 (千円)	有形固定 資産減価 償却率	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 (償却資産)額 (千円)	有形固 定資産 減価償 却率
電気事業施設	12,187,488	17,636,269	69.1%	12,309,302	17,888,134	68.8%	12,753,735	21,035,618	60.6%
工業用水道施設	8,916,618	18,430,894	48.4%	9,190,118	18,808,251	48.9%	9,396,417	18,803,823	50.0%
病院施設	25,653,179	60,182,791	42.6%	24,370,613	57,333,591	42.5%	26,157,903	57,351,091	45.6%
計	46,757,285	96,249,955	48.6%	45,870,033	94,029,976	48.8%	48,308,055	97,190,533	49.7%

○本県の将来人口の見通し

年代別推移

単位(人)

区分	2020年	2040年	2060年	減少率 2020年→2060年
65歳以上	443,190	420,229	325,799	△26.5%
15～64歳	737,231	498,367	289,143	△60.8%
0～14歳	154,420	73,978	40,908	△73.5%
計	1,334,841	992,574	655,850	△50.9%

※出典:人口減少対策推進本部会議(2026年1月28日)(愛媛県)

○耐震化進捗状況（庁舎・警察署）

1 庁舎

施設名	建築年月日	新耐震基準	耐震改修						参考		
			～R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	進捗	最低Is値	Is/Iso(0.54)	評価(危険性)
本館	S4.2.9								0.34	0.62	ある
第一別館	S55.6.20		○						-	-	-
第二別館	R8.2.12	○							-	-	-
議事堂	S57.1.20			○					-	-	-
西条庁舎	H9.7.7	○							-	-	-
今治庁舎	S44.3.25								0.24	0.44	高い
松山庁舎	H1.12.20	○							-	-	-
八幡浜庁舎	H9.7.7	○							-	-	-
宇和島庁舎	H4.2.14	○							-	-	-
四国中央庁舎 (四国中央市福祉会館内)	(H2.5.15)	○							-	-	-
久万高原庁舎	R7.10.10	○							-	-	-
大洲庁舎	R3.7.20	○							-	-	-
西予庁舎	H27.3.31	○							-	-	-
愛南庁舎	H28.3.31	○							-	-	-
オフサイトセンター	H27.3.31	○							-	-	-
原子力センター	H22.9.1	○							-	-	-
計		12	1	1	0	0	0	0			

●R7年度末耐震化率 14/16=87.5%

2 警察署

施設名	建築年月日	新耐震基準	耐震改修						参考		
			～R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	進捗	最低Is値	Is/Iso(0.54)	評価(危険性)
四国中央警察署	H4.11.13	○							-	-	-
新居浜警察署	S45.10.19							建替中	0.16	0.29	高い
西条警察署	H10.3.16	○							-	-	-
西条西警察署	H28.12.13	○							-	-	-
今治警察署	H25.11.13	○							-	-	-
伯方警察署	S41.3.25		○						-	-	-
松山東警察署	R5.2.13	○							-	-	-
松山西警察署	H2.8.24	○							-	-	-
松山南警察署	H8.3.1	○							-	-	-
伊予警察署	S42.3.31		○						-	-	-
久万高原警察署	S53.3.29		○						-	-	-
大洲警察署	H14.10.8	○							-	-	-
八幡浜警察署	S51.11.18		○						-	-	-
西予警察署	H12.11.9	○							-	-	-
宇和島警察署	R1.11.22	○							-	-	-
愛南警察署	H16.10.25	○							-	-	-
計		10	5	0	0	0	0	1			

●R7年度末耐震化率 15/16=93.8%

☆ Is/Iso(0.54)で、地震の震動及び衝撃に対し倒壊又は崩壊する危険性を評価(一般財団法人日本建築防災協会)

①0.5未満→高い ②0.5以上1.0未満→ある ③1.0以上→低い

○個別施設計画の策定状況

(1) 一般建築物

施設類型	計画の対象施設	策定	改訂
県庁舎	県庁舎(本庁、地方・支局)、本町ビル	R3.4	
県庁舎	愛媛県研修所	R5.4	
県庁舎	原子力センター	R6.3	
県庁舎	愛媛県オフサイトセンター	R6.3	
警察施設	警察本部(本部、第二庁舎、運転免許センター、交通機動隊東予方面隊、航空基地)、警察署(県下16署)、警察学校の県有施設(明倫寮、厚生棟)	R3.3	R7.3
学校施設	高等学校53校(分校含む)、中等教育学校3校、特別支援学校10校(分校等を含む)	R3.1	
県営住宅	県営住宅(48団地)	H29.3	R9.3
社会教育施設	県武道館	R3.3	
社会教育施設	愛媛県総合科学博物館	R3.2	
社会教育施設	愛媛県歴史文化博物館	R3.2	
社会教育施設	愛媛県生涯学習センター	R4.3	
社会教育施設	えひめ青少年ふれあいセンター	R4.3	
社会教育施設	愛媛県男女共同参画センター	R4.3	R8.3
社会教育施設	総合教育センター	R3.3	R6.12
社会教育施設	教育文化会館(愛媛県立図書館)	R6.3	R6.5
文化施設	愛媛県県民文化会館	R4.3	
文化施設	愛媛県美術館	R3.2	
保健・福祉施設	愛媛県立医療技術大学(本館、別館、体育館)	R3.4	
保健・福祉施設	愛媛県総合社会福祉会館	R2.10	R4.10
保健・福祉施設	ファミリーハウスあい	R3.3	
保健・福祉施設	愛媛県身体障がい者福祉センター	R3.3	R7.6
保健・福祉施設	愛媛県障がい者更生センター	R3.3	R7.6
保健・福祉施設	愛媛県視聴覚福祉センター	R3.3	R7.6
保健・福祉施設	在宅介護研修センター	R3.3	R4.8
保健・福祉施設	動物愛護センター	R3.4	
保健・福祉施設	子ども療育センター	R3.3	
保健・福祉施設	えひめこどもの城	R3.3	R7.3
保健・福祉施設	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	R3.7	
保健・福祉施設	南予子ども・女性支援センター	R3.7	
保健・福祉施設	東予子ども・女性支援センター	R3.7	
保健・福祉施設	愛媛県総合保健福祉センター	R3.5	
保健・福祉施設	えひめ学園	R3.7	
産業施設	消防学校	R3.3	
産業施設	愛媛国際貿易センター	R3.2	
産業施設	テクノプラザ愛媛	R3.2	
産業施設	愛媛県産業技術研究所(本所、食品産業技術センター)	R3.3	
産業施設	愛媛県産業技術研究所(繊維産業技術センター)	R3.3	
産業施設	愛媛県産業技術研究所(紙産業技術センター)	R3.3	
産業施設	愛媛県産業技術研究所(窯業技術センター)	R3.3	
産業施設	県立新居浜産業技術専門校	R7	
産業施設	県立愛媛中央産業技術専門校	R6	R7.3
産業施設	県立愛媛中央産業技術専門校(松山駐在)	R3.4	
産業施設	県立宇和島産業技術専門校	R3.2	
産業施設	西条第二庁舎	R3.8	R12. 8(予定)
産業施設	農業大学校(教棟・寄宿舎・体育館)	R2	
産業施設	農林水産研究所	R3.3	
産業施設	農林水産研究所花き研究指導室	R3.3	
産業施設	果樹研究センター	R3.3	
産業施設	みかん研究所	R3.3	
産業施設	今治支局地域農業育成室岩城駐在	R3.3	
産業施設	久万高原農業指導班	R3.3	
産業施設	鬼北農業指導班	R3.3	
産業施設	畜産研究センター	R3.3	
産業施設	養鶏研究所	R3.3	
産業施設	東予家畜保健衛生所	R3.3	
産業施設	林業研究センター	R3.3	
産業施設	農林水産研究所水産研究センター(本館)	R2.8	R4
産業施設	農林水産研究所水産研究センター魚類検査室(庁舎)	R2.8	R4
職員住宅	職員住宅(11住宅)	R3.3	R8.3(予定)
公園(都市公園除く)	えひめ森林公園	R3.2	

(2) インフラ施設

施設類型	計画の対象施設	策定	改訂
道路施設	橋梁	H20.3	R7.8
道路施設	トンネル	H30.1	R7.12
道路施設	道路附属物(横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識等)	H30.1	R7.12
道路施設	道路附属物(道路標識、道路情報提供装置、道路照明灯、防護柵)	H29.3	H30.1
道路施設	舗装	H28.5	
河川管理施設	水門・樋門等(688施設)	H26.3	R8.3(予定)
河川管理施設	鹿森ダム	H30.3	R8.3
河川管理施設	黒瀬ダム	H30.3	R8.3
河川管理施設	玉川ダム	H30.3	R6.12
河川管理施設	台ダム	H30.3	R7.7
河川管理施設	須賀川ダム	H30.3	R8.3
河川管理施設	山財ダム	H30.3	R7.9
砂防施設	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、溪流保全工	H31.3	R7.10
港湾施設	港湾施設(外郭施設・係留施設・旅客施設・臨港交通施設)	H28.12	
海岸施設	海岸保全施設(堤防・護岸・胸壁)	H30.3	
海岸施設	海岸保全施設(水門・樋門・陸開)	R1.6	
都市公園	公園施設(愛媛県総合運動公園、とべ動物園、道後公園、南予レクリエーション都市公園)	R1.9	R7
交通安全施設	交通安全施設(信号機等)	R3.3	R7.3
土地改良施設	銚子ダム	H21.3	
土地改良施設	立岩ダム	H22.3	
土地改良施設	歌仙ダム	H23.3	
土地改良施設	大久保山ダム	H23.3	
土地改良施設	朝倉ダム	H25.3	
農地海岸施設・漁港海岸施設・漁港施設	護岸・堤防・胸壁	H31.3	
農地海岸施設・漁港海岸施設・漁港施設	水門・樋門	H31.3	
農地地すべり防止施設	地すべり防止施設	R3.3	
治山関係施設	谷止工	R3.3	R8.8
治山関係施設	地すべり防止施設	R1.3	R8.8

(3) 公営企業施設

施設類型	計画の対象施設	策定	改訂
電気事業施設	銅山川第一・第二・第三発電所、富郷発電所、道前道後第一・第二・第三発電所、肱川発電所、畑寺発電所	R2.3	R8.3(予定)
工業用水道施設	松山・松前地区工業用水道、西条地区工業用水道	R4.3	R8.3(予定)
病院事業施設	県立病院	R5.1	R8.3(予定)

○維持管理・更新経費の見込(試算値)

【一般建築物(例:県庁舎)】(抽出施設数:6※)

現在の維持管理経費		2.0億円/年
中・長期的な(30年間)維持管理・更新経費の見込		
耐用年数経過で単純更新した場合	➡	長寿命化をした場合
11.4億円/年		4.7億円/年
維持管理・更新経費 = 41.1%に縮減		

※ 耐用年数を既に経過している施設を除く

※ 一般財団法人 建築保全センター発行の「令和5年版建築物のライフサイクルコスト」に基づく試算

○遊休県有地の処分（R3～R7）

区分	年度	件数	金額(千円)
有償	R3年度	5件	44,684,068
	R4年度	10件	102,157,804
	R5年度	5件	235,709,321
	R6年度	3件	76,785,000
	R7年度	1件	150,000,000
	計	24件	459,336,193
無償	R3年度	—	—
	R4年度	—	—
	R5年度	—	—
	R6年度	—	—
	R7年度	—	—
	計	—	—
合計		24件	609,336,193

※特別会計・公営企業会計含む

○既存施設の集約化・複合化（R3～R7）

東予家畜保健衛生所（令和7年度）		
○ 東予家畜保健衛生所今治支所を東予家畜保健衛生所へ統合		
施設概要	移転前	移転後
	【構造】 コンクリートブロックモルタル造 2階 【延面積】 166.18 m ²	【構造】 コンクリート造2階 【延面積】 330.20 m ²

南予家畜保健衛生所（令和7年度）		
○ 南予家畜保健衛生所に同宇和島支所を統合の上、西予市へ移転		
施設概要	移転前	移転後
	・南予家畜保健衛生所 【構造】 コンクリートブロック造2階 【延面積】 338.28 m ² ・南予家畜保健衛生所宇和島支所 【構造】 補強コンクリートブロック造1階 【延面積】 309.60 m ²	【構造】 鉄骨鉄筋コンクリート造1階 【延面積】 650.66 m ²

○県有財産管理推進本部会議の開催状況

年度	開催日	議題	概要
R 3	R3. 10. 27	・ 県有施設の具体的な保全措置等について	・ 次年度において保全措置等を優先実施する施設を決定 ①耐震化・防災対策：8施設 ②長寿命化・老朽化対策：22施設
R 4	R4. 10. 24	・ 県有施設の具体的な保全措置等について	・ 次年度において保全措置等を優先実施する施設を決定 ①耐震化・防災対策：13施設 ②長寿命化・老朽化対策：24施設
		・ 県有施設の外壁に係る全面打診等調査について	・ 県有施設の外壁に係る全面打診等調査と対応方針を決定
R 5	R5. 10. 24	・ 県有施設の具体的な保全措置等について	・ 次年度において保全措置等を優先実施する施設を決定 ①耐震化・防災対策：10施設 ②長寿命化・老朽化対策：64施設
		・ 用途廃止施設の除却について	・ 次年度において除却を優先実施する施設を決定 用途廃止施設の除却：3施設
R 6	R6. 10. 31	・ 県有施設の具体的な保全措置等について	・ 次年度において保全措置等を優先実施する施設を決定 ①耐震化・防災対策：12施設 ②長寿命化・老朽化対策：27施設
		・ 用途廃止施設の除却について	・ 次年度において除却を優先実施する施設を決定 用途廃止施設の除却：6施設
R 7	R7. 10. 27	・ 県有施設の具体的な保全措置等について	・ 次年度において保全措置等を優先実施する施設を決定 ①耐震化・防災対策：5施設 ②長寿命化・老朽化対策：17施設
		・ 用途廃止施設の除却について	・ 次年度において除却を優先実施する施設を決定 用途廃止施設の除却：5施設
		・ 空調設備の更新について	・ 次年度において空調設備の更新を優先実施する施設を決定 空調設備の更新：3施設

※ 前年度からの継続事業を含む。

○愛媛県県有財産管理推進本部規程

平成24年11月6日訓令第16号
庁中一般
各地方機関

愛媛県県有財産管理推進本部規程を次のように定める。

愛媛県県有財産管理推進本部規程 (設置)

第1条 県有財産の適切な管理を推進するため、愛媛県県有財産管理推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 県有財産の取得、管理及び処分総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 県有財産の取得、管理及び処分に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他県有財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部総務管理局長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、総務部総務管理局財産活用推進課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、総務部総務管理局財産活用推進課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県県有財産管理班規程（平成21年愛媛県訓令第7号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1	総務部行財政推進局長
2	企画振興部政策企画局長
3	観光スポーツ文化部スポーツ局長
4	県民環境部県民生活局長
5	保健福祉部社会福祉医療局長
6	経済労働部産業雇用局長

7	農林水産部農政企画局長
8	土木部土木管理局長
9	教育委員会事務局管理部長
10	警察本部警務部長
11	公営企業管理局長